

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

蕨市長 頼 高 英 雄 様

蕨市国民健康保険運営協議会

会 長 植 田 富 美 子

蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて（答申案）

令和 3 年 1 0 月 2 1 日付、蕨第 3 1 0 2 1 号にて諮問のありました標記の件について、
審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本市では、国民健康保険の広域化に伴い策定された「埼玉県国民健康保険運営方針」において、目標として示された「赤字削減・解消のための取組」や「将来的な保険税水準の統一」等により、令和 2 年度に約 20 年ぶりに税率改正を行ったところである。

令和 2 年度に策定された「第 2 期埼玉県国民健康保険運営方針」では、「令和 8 年度までの赤字の解消」や「令和 9 年度からの保険税水準の統一」など明確な目標年次が設定されたことのほか、国からの激変緩和措置の終了、高齢化の進展による医療費の増加、社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者数の減少などにより、本市国民健康保険財政はより厳しい状況になることが見込まれている。

また、県の標準保険税率から示された 1 人あたり必要保険税調定額に対する本市の保険税調定額の不足率は、令和 3 年度時点において約 35%であり、保険税水準統一目標年次の令和 9 年度においては、医療費の伸びなどにより、さらに不足率が拡大する可能性が高い。

こうした状況を踏まえ、本市の国民健康保険事業においては、引き続き保険税収納率向上のための取組強化のほか、特定健診・特定保健指導の受診率向上対策の取組や令和2年度実施されたデータヘルス計画の中間評価において、新規拡充事業として掲げた若年層への受診勧奨や禁煙支援、糖尿病未治療者に対する受診勧奨や保健指導の実施による医療費適正化の取組と合わせて、保険税率の見直しは必要であると判断されることから、被保険者の負担が急激に増加することのないよう、段階的な改定を基本に次のとおり国民健康保険税率を改めることが適当である。

○保険税改正案

		令和3年度	令和4年度
医療分	所得割	6.4%	6.4%
	資産割	30.0%	20.0%
	均等割	15,000円	21,000円
	平等割	6,000円	6,000円
後期高齢者支援金分	所得割	1.3%	2.0%
	均等割	9,000円	12,000円
介護納付金分	所得割	1.0%	1.3%
	均等割	11,000円	11,000円